

「県民まちなみ緑化事業」の募集

今年度も県が県民緑税を財源とした「県民まちなみ緑化事業」を募集しています。都市における防災性の向上や環境改善などを目的として市が作成する緑化計画に沿って、住民の皆さんが、公園・学校・広場・住宅地や空き地などで協働して実施する樹木を中心とした緑化活動に対して、県から緑化資材費・施工費の補助が受けられます。

また、大規模な建築物の敷地の緑化、幼稚園・小学校などの運動場の芝生化なども補助されます。

- 募集期間
 - ・春募集 6月30日(日)まで
 - ・夏募集 7月1日～9月30日
 - ・秋募集 10月1日～12月2日

- 書類提出先
 - 【一般緑化(植栽・生垣・修景および校園庭・ひろばの芝生化)】 公園緑地課へ
 - 【駐車場の芝生化および建築物の屋上緑化・壁面緑化】 兵庫県都市政策課緑化政策係へ

*詳細は県ホームページ(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000005.html)をご覧ください

- 補助対象 一般緑化・校園庭・ひろばの芝生化・駐車場の芝生化・建築物の屋上緑化・壁面緑化
- 補助内容 緑化資材費・施工費

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

平成24年度公文書公開の実施状況 個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ 文書統計課 ☎38-2010

【公文書公開の実施状況】

- 公文書公開請求 41件
 - 全部公開 7件／部分公開 32件／非公開 0件／存否応答拒否 0件
 - 不存在 4件／却下 4件／取下げ 2件／異議申立て 7件

【個人情報保護制度の運用状況】

- 個人情報取扱事務の登録件数 285件
- 個人情報開示請求 11件
 - 全部開示 3件／部分開示 9件／不開示 2件／不存在 3件／異議申立て 2件

※1つの公開・開示請求に対して複数の方法で公開したものがあため、合計が請求件数と一致しません。

- 個人情報訂正請求 0件
- 個人情報利用停止請求 0件
- 苦情処理・苦情の相談件数 3件

平成25年度「危険物安全週間」

6月2日～8日

「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」(推進標語)

ガソリン、灯油などの危険物は身近に存在します。危険物の貯蔵・取り扱いには十分注意し、安全第一をお願いします。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

- 平日の昼間は上下水道部へお尋ねください。
- 土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。
- 夜間の修理は、右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

児童手当について

問い合わせ こども課 ☎38-2117

【平成25年度現況届のご案内】

現在受給中のかたについては、6月中旬に「平成25年度現況届」をお送りします。継続の手続きとなりますので、必ず提出してください。提出されませんと、6月分以降の児童手当を受けることができません。

*2～5月分の児童手当は、6月14日(金)にご指定の口座に振り込みますので、ご確認ください。

【主な支給要件】

■支給対象となる児童

0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童
※教育を目的とした海外留学の児童は対象となる場合があります。(国外留学3年以内等)

■受給資格者

①支給対象となる児童を養育している父母等②支給対象となる児童が児童養護施設等に入所している場合は、父母等でなく施設設置者等に支給されます。③監護・生計同一要件を満たすかたが複数いる場合は、児童と同居しているかたに支給されます。(単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)

*公務員(独立行政法人等は除く)のかたの支給手続方法は勤務先へお問い合わせください。
*その他の要件・詳細については、上記までお問い合わせください。

【支給月額】

年齢区分	児童1人あたりの月額	
3歳未満	15,000円	*3歳到達後の翌月からは第1子および第2子の手当額は月額10,000円になります。
3歳～小学生の第1子・2子	10,000円	
3歳～小学生の第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円	*第1子・第2子・第3子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順です。
所得制限額以上であるかた(年齢区分なし)	5,000円	

【支給時期および支給方法】

各支給月の15日(金融機関の休業日にあたるときは6月、前営業日)に、請求者名義であるご指定の口座へ振り込みます。

支給月		
6月	10月	2月
2～5月分	6～9月分	10～1月分

【平成25年度(平成25年6月～

平成26年5月分)所得制限限度額表】

平成25年6月～平成26年5月分の手当は、平成24年中の所得で判定します。

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	所得額	
0人	622万円	
1人	660万円	
2人	698万円	
3人	736万円	
4人	774万円	
5人	812万円	

「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員制度は、国民の人権を擁護するため、昭和23年7月に創設された日本固有の制度です。人権擁護委員は、さまざまな人権問題についての相談のほか、人権尊重の思想を普及するため種々の啓発活動を行っています。

夫婦や親子間での問題・近隣問題・差別問題など、人権問題でお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。秘密は守られます。《無料・予約制》

- 日 時 ①6月4日(火)②25日(火) 午後1時～4時

※6月の人権相談所は、第1火曜日、第4火曜日に開設します。

- 会 場 市役所北館2階第2会議室
- 相談員 人権擁護委員

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

芦屋市民フォーラム「住まいの耐震化のすすめ」

住まいの耐震化を進めるためのフォーラムおよび安心して住み続けられる住まいづくりのための個別相談会を、次のとおり開催します。

- 日 時 6月30日(日) 講演会 午後1時～3時30分(受け付け正午～) 個別相談 午前11時～午後0時30分/午後3時30分～4時30分

- 会 場 市民センター401室
- 申し込み 事前申し込みは不要

個別相談(希望者のみ)は事前予約者優先で、電話またはファクスに氏名・住所(郵便番号)・電話番号・参加人数・個別相談の有無を明記し、「人・家・街安全支援機構」本部事務局(☎0120-263-150/☎06-6456-1073)まで。後日、予約確認票を送付します。

問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114

福祉医療費助成制度

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

市では、保険対象診療の医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。7月1日からの受給要件は、下表のとおりです。

医療区分・扶養人数等により、受給者本人・配偶者および扶養義務者等所得制限基準額が異なります。新たに該当すると思われるかたは、下記のものを持参の上、交付申請を行ってください。

すでに、福祉医療費助成制度を申請済のかたは、新たに申請する必要はありません。

【交付申請に必要なもの】

対象となるかたの健康保険証・印鑑(認め印可)・平成25年1月2日以降に転入されたかたは平成25年度(平成24年分)所得(課税)証明書(収入額、所得額、市(区)町村民税所得割税額および扶養人数・内訳がわかるもの)・下表5・6のかたは対象であることが確認できる手帳・下表6のかたは本人名義の振込先口座番号のわかるもの

【所得制限基準額の算定について】

市(区)町村民税所得割の額の算定にあたっては、平成24年度から個人住民税が年少扶養親族および16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、扶養控除の廃止がなかったものとして算定します(母子家庭等医療については、16歳から22歳までの扶養親族を扶養している場合は、所得制限基準額に1人につき15万円を加算します)。

【母子家庭等医療費助成制度について】

現況届を提出していないかたは、至急提出してください。提出がない場合、所得制限基準額未滿であっても受給することができません。

<受給要件>

医療区分	対象年齢等	所得制限基準額(平成24年分所得)
1 老人医療	65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までのかた。ただし、月の初日生まれのかたは前月の末日までを対象とします。	下記の①・②いずれの要件も満たすこと ①市(区)町村民税非課税世帯に属していること ②受給者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であること(年金収入が80万円を超えるかたは、受給資格はありません。)
2 乳幼児等医療	0歳児 1歳から 小学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限なし
3 こども医療(7月より中学生の外來医療費助成を開始)	小学校4年生から 中学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限はそれぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未滿
4 母子家庭等医療	母子・父子家庭等で、18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と児童の父・母等および父母と死別した児童等	母等扶養義務者の所得制限・扶養人数が0人の場合、192万円未滿。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未滿 ※母等扶養義務者の『総所得金額等の合計額』(給与所得、年金等所得、譲渡所得等の合計額)から、社会保険料等控除(定額8万円)、障害者控除、医療費控除等を差し引いた金額が所得制限額未滿であれば、受給することができます。
5 障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級 後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限はそれぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未滿
6 高齢障害者医療		

※現在、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは6月30日で有効期間が終了します。平成25年度(平成24年分)の所得が基準額未滿のかたは、新しい「福祉医療費受給者証」を6月末に送付します。なお、所得制限が基準額を超えているかたは、受給資格がなくなります。

住民基本台帳カードを申請されるかたへ

問い合わせ 市民課 ☎38-2036

写真付き住民基本台帳カードの申請に添付する証明写真の無料撮影サービスを実施します。

写真付き住民基本台帳カードは公的な証明書としてご利用いただけます。

- 日時 6月3日～11月29日(平日の執務時間内) ■撮影場所 市役所北館1階19番窓口
- 申請に必要なもの 申請者本人の本人確認資料2点・手数料500円・印鑑

【ご注意】

- *撮影を希望されるかたは、撮影・印刷の時間も考慮の上、お越しくください。
- *写真撮影はデジタルカメラを使用し職員が行います。*写真は無帽で正面から撮影します。
- *撮影した写真は住民基本台帳カードの申請以外にはご使用できません。
- *撮影した写真はお渡しすることができます。ご了承ください。
- *住民基本台帳カードの申請方法等、ご不明な点がございましたら市ホームページを参照もしくは上記までお問い合わせください。

「芦屋夢ステージ」事業企画募集

あなたのプロデュースで舞台芸術を演出してみませんか? 選考された1グループ・団体に平成26年3月29日(土)にルナ・ホールで公演していただき、費用の一部(上限100万円)を助成します。

- 対象 市内で活動実績がある舞台芸術(音楽・演劇・ミュージカル・オペラ・ダンス)のグループ・団体等
- 申し込み 指定の企画書・予算書を6月27日(木)までに下記へ
- 選考 選考委員会で書類・プレゼンテーションにより選考

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

宮川の生き物観察会

- 日 時 6月23日(日)正午～午後3時<雨天中止>
- 会 場 中央公園北側入り口
- 対 象 小学生以下の子ども(低学年以下は保護者同伴)

- 持ち物 筆記用具・帽子・タオル・水筒・長靴・古い運動靴など、汚れてもよい服装・着替え・あればタモ網・スコップ・水槽など
- 申し込み 電話またはファクス(住所・氏名・電話番号・子どもの年齢を明記)で下記へ

問い合わせ 環境課 ☎38-2051/☎38-2162

「谷崎潤一郎記念館」「美術博物館」の指定管理者募集

市では、民間活力による住民サービスの向上と経費の削減を図るため、谷崎潤一郎記念館と美術博物館について指定管理者を募集します。



谷崎潤一郎記念館



美術博物館

- 業務範囲 館の利用許可・利用料の徴収・資料等の展示・施設の維持管理等・施設全般の管理運営
- 応募資格 館の管理運営業務に意欲を持ち、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人または団体(個人は不可)*詳しくは募集要項をご覧ください。
- 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(いずれも5年間)
- 募集要項 6月13日～27日の平日・執務時間内に下記で配布*市ホームページでもご覧いただけます。
- 申請方法 提出書類を7月16日～25日までの平日・執務時間内に、下記へ持参*郵送ではお受けできません。

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2115

社会教育関係団体登録の申請

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

下記の登録の要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。登録承認の有効期間は、9月1日から平成27年8月31日までです。

- 受付日時 6月17日～7月1日(平日の執務時間内)
- 受付場所 市役所北館4階 生涯学習課

【登録要件】

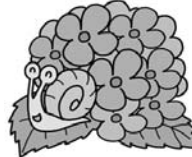
- 公(国または地方公共団体)の支配に属さない団体であること
- 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること
 - ①営利を目的とした事業または営利事業を援助する行為
 - ②特定の政党の利害に関する行為
 - ③公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治的行為
 - ④特定の宗教を支持し、または特定の教派・宗派、もしくは教団を支援する行為

■団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること

- ①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること
- ②組織および活動に参加を希望する者が新たに加わることができること
- ③団体の構成人員が10人以上で、市内在住・在学・在勤の者が6割以上であること
- ④団体の主たる活動の場および活動の本拠として事務所を市内に有すること
- ⑤原則として団体の代表者が市内に在住・在勤または在学していること
- ⑥団体の組織および活動のための会則(あるいは規約)を有すること
- ⑦団体の代表者および役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと
- ⑧活動のための自己財源および団体独自の経理機構を有すること

【必要な書類】

- ①芦屋市社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)
 - ②事業報告書・収支決算書(様式第2号)
 - ③事業計画書・収支予算書(様式第3号)
 - ④会員名簿(様式第4号)
 - ⑤社会教育活動報告書(様式第5号)
 - ⑥会則(団体に使用のもの)
 - ⑦芦屋市ホームページ団体掲載用原稿
- ※必要書類の様式は、上記で配布および市ホームページにてダウンロードできます。



第35回芦屋サマーカーニバル 市民ステージ出演者募集

- 日時 7月27日(土) 午後1時～9時
- 会場 潮声屋緑地
- 対象 市内在住・



- 申し込み 6月1日～30日に下記へ*先着順・定員になり次第締め切り
- *詳細は下記公式ホームページに随時掲載

問い合わせ 芦屋市民まつり協議会
☎35-0871/☎35-0874
<http://www.ashiya-hanabi.com/>